

第八十二回 参議院法務委員会、地方行政委員会、外務委員会連合審査会會議録第一号

昭和五十二年十一月二十一日(月曜日) 午後一時二十三分開会

出席者は左のとおり。

法務委員会

- 委員長 中尾 辰義君
理事 大石 武一君
八木 一郎君
寺田 熊雄君
中野 明君

委員

地方行政委員会

- 委員長 金井 元彦君
理事 望月 邦夫君
野口 忠夫君
神谷信之助君

委員

- 成相 善十君
丸茂 重貞君
佐藤 三吾君
志苦 裕君
阿部 憲一君
上林繁次郎君
向井 長年君

外務委員会

- 委員長 安孫子藤吉君
理事 大鷹 淑子君

委員

國務大臣

- 法務大臣 瀨戸山三男君
外務大臣 鳩山威一郎君
運輸大臣 田村 元君
(國家公安委員會委員長) 小川 平二君

政府委員

- 内閣法制局長官 真田 秀夫君
警察庁長官官房長 山田 英雄君
警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君
警察庁警備局長 三井 脩君
法務大臣官房長 前田 宏君
法務省刑事局長 伊藤 榮樹君
法務省入国管理局長 吉田 長雄君
外務省欧亜局長 宮澤 泰君
外務省中近東フリカ局長 加賀美秀夫君
最高裁判所長官代理者 岡垣 勲君
最高裁判所事務総局刑事局長 伊藤 保君
事務局側 常任委員会専門員 奥村 俊光君
常任委員会専門員 常任委員会専門員

- 亀井 久興君
原 文兵衛君
戸叶 武君
永野 嚴雄君
秦野 章君
渋谷 邦彦君
立木 洋君
和田 春生君
秦 豊君

説明員

- 常任委員会専門員 服部比左治君
内閣審議官 田中 和夫君
外務大臣官房領事移住部長 賀陽 治憲君

本日の會議に付した案件
○航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔法務委員長中尾辰義君委員長席に着く〕

○委員長(中尾辰義君) これより法務委員会、地方行政委員会、外務委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして私が連合審査会の會議を主宰いたします。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についての趣旨説明はお手元に配付してあります資料により御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

この際、政府側に申し上げます。質疑者の持ち時間は答弁時間を含め限られた時間であり、答弁は簡潔適切にお願いをいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗野章君 ハイジャック事件に関連して法案が審議されることになったわけでございますけれども、ハイジャック事件というのは、国内法の問題であると同時に、すぐれて国際的な影響も多く、国際問題であるという認識が必要だと思っております。

りますが、ただ、これに対する対応策というのは、確かに国によって憲法その他実定法も違いますが、それからまた民族の違いもあるし、歴史の違いもある、そういうことで、そう単純に比較して単純に判断をするということとは間違いだらうと思っておりますけれども、ただ、近代国家といえますか、法治国家として、国際的に特にすぐれて国際問題であるということを考えますと、そのことを念頭に置かざるを得ないというふうに思うのです。

総じて、今度提案された法律は、一体予防のためなのか、後始末のためなのか、その辺の感覚をまず最初に総括して、きょうは官房長官も総理もおいでにならぬので、瀨戸山先生、まことに恐縮ですが、政府を代表して御答弁願いたいと思っております。

○國務大臣(瀨戸山三男君) ただいま御審議いただいておりますのは、まあ後始末といえますか、事件が仮に起こった場合それに対する責任を問うという一面もありません。この措置だけで完全とは思いませんが、予防的な面は、いわゆる爆弾等ハイジャックにつながるおそれのあるものを持ち込むことを厳にチェックする、それからもう一つは、ハイジャックにつながるような危険な人物といえますか、性格のある者をできるだけ海外渡航線に乗せないと、こういう面においては予防の措置にもなるかと考えております。

○栗野章君 たとえば、この前のハイジャックが起きた後の予算委員会の質問で、五十年の春でしたけれども、私、旅券法の問題について、無法な一定の原因がある旅行者から旅券を無効ならしめる方法について、とにかくそれを返納させるほかに手がないというやり方はまずいではないか、これはもう事前に公告なり何なりして、事前とか、そういう方法でやったらいいということ、まあそのことは今度ようやく、この前のハイジャック

の直後の意見で外務省は検討すると言ったのだけれども、二度目が起きなければやっぱり実現できなかったというそういうテンプトの大変のろいところを残念に思うのですけれども、そういう予防に多少とも役立つことはできるだけいま法務大臣がおっしゃるような努力をしながら、しかし、テロリストの犯意というものの、意図というものの、覚悟というものを考えたときに、これに対して、言うならば法律主義をもって対応することはできない、多分むずかしいだろう。予防ということになると、ああいったようなことをやる意図をくじく方法は一体何であろうか。あの意図、あの覚悟をくじく方法というものをどう考えたいのかということになると、私は、法律をつくるとその意図がくじけるのだろうか、そこにちょっと問題があって、予防ということについてはそれはまあいろいろ技術的な問題がいろいろ行政的に講じられることは結構なんだけれども、根本的にあの意図をくじくというようなことについてはあんまり役に立たないということ認識せざるを得ないと思うのです。なぜそんなことを申し上げますかという、結局、ああいうものが起きたときの最も基本的な問題は、即時に対応する政治の姿勢とかそのときにおける行動というものが決め手になるのだらうと、こう思うのでございますが、法務大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おっしゃるとおり、彼らは特殊な考えを持っておると思いますが、言われておりますように暴力的な手段によって世界革命—夢みたいな話でございませけれども、世界革命をねらっておると、こういうことであリますから、その野望が達成できないのだと、こういう措置をとることが万全の予防策になると思います。言いかえると、世界各国、世界じゅうの国々がそういうものを受け入れない、仮に飛行機あるいはその他によって入った場合は全部これを逮捕して処断する、そういう国際的な動きがござりますと、私は、目的を達成するためにやっておるのですから、これはやったってだめなんだということ

にならないければ終わらないと、かように考えます。それがなかなか御承知のとおりいまの世界の各国の事情では必ずしも万全でない。それに全力を挙げて努力することはしなきゃならない、かように考えております。

○兼野章君 意図をくじくということについては、ほとんどあんまり効果がないのではないかと。いうふうには私も思うわけであります。それだからといって、これは必要がないと言わなければならない、ませんけれども。

そこで、今度は、この間の事件の取り扱いに関連して、私、基本的な考え方とか姿勢の問題で、お尋ねをしたいのですけれども、まず、超法規、超実定法という態度なんですか、これは法制局長官の御意見を伺いますが、超実定法ということとは、政治判断だ、つまり憲法にないことをやるわけでございますから、これは言うならば役人のベースを越えた問題だというふうに思うのですが、これはいかがでしょう。

○政府委員(真田秀夫君) お答え申し上げます。前回、おとしのクアランブルのときは、主として超法規という言葉を使っておりましたが、今回は、政府としては超実定法的措置という表現で実は統一したわけでございますが、言わむとすると、これは結局同じでございます。超実定法、つまりわが国は成文法主義でございますから、実定法といふ、成文法といふ、同じでございますけれども、今回の場合のように取り犯人が人質を盾にとつてわが国に対して非常な不法な要求をする、そういう場合を予定して平素から実定法つまり成文法が整備されているわけではございません。ございませませんが、しかし、その場合に、一体実定法つまり成文法をあくまで厳守して法の権威あるいは法的主張の権威を守り通すか、あるいは、その場合の何十人あるいは百数十人の人命の生命を救うかという非常に瀬戸際に立たされて今回の場合でも策本部の方々の決断は非常に苦渋に満ちた空気のもとで決まったわけでございます。おっしゃるようにそれは純粋に法的に片

方が尊重すべきで、片方はそれよりも尊重すべき度合いが薄いのだというようなことが一義的に法的に決まるものではございません。多分にそれはまあ政治的とはばかりと私は思いませんけれども、やはり実定法を越えた条理だとかいろいろなやり、やりの法律があるわけでございます。そういうものに照らして今回—前回もそうでございますが、今回も百数十人の生命を守るというふうには実は決断をつけまして、そして、はなはだ残念ではございますけれども、実定法つまり成文法にない、成文法には書いてない措置をやらざるを得なかったと、こういう次第でございます。

○兼野章君 いまの長官のお話、私は結論のことや言っているのじゃないのですよ。法解釈だと言ふと、私はちょっと疑義があるわけだ。つまり、政府は憲法法律を守る義務があるわけですね。だけれども、こういう事態になったのだからということ、超法規はわかるけれども、わかるというのか、仕方がないのだけれども、これは言うならば政治判断なんだ、法解釈では無理なんだ、法解釈というのじゃない、そういうふうなことに敵しいかれないと、安易に流れる危険があることに非常に心配があるのです。だから、私は、端的に言うと、法制局長官の権限の内外の問題じゃないかと、法制局長官の権限の問題じゃないかと、安易に流れる危険があることに非常に心配があるのです。純粋に政治的判断といふことでは理解できない問題だ。その点が少し安易になっていないかという気がするのですが、いかがですか。

○政府委員(真田秀夫君) 御承知だと思っておりますけれども、現在の日本の法秩序全体はそれはもちろん成文法つまり実定法を中心にして形づくられておりますけれども、しかし、おそ成文法が森羅万象、社会的現象のすべてを書き尽くせるわけじゃございませぬので、おのずから実定法にはない慣習法もありまして、条理もありまして、あるいは自然法と言われているようなもの、強いて言えば緊急避難的なものであらうと思ひますけれども、そういう緊急避難的な場合に処する

処し方については、これは御承知のとおり刑法の三十七条にもございませぬし、あるいは民法の不法行為のところにも緊急避難の場合には損害賠償の責めを免れるというふうな規定がございまして、実は緊急避難とか正当防衛とかいふような法理はこれは実定法にあるとないにかかわらず法理として働くものだと思います。私に考えても、もちろん、おっしゃいますように、これは安易に流れては行けないのであって、慎重の上にも慎重に、しかも緊急避難の場合でございませぬ、刑法の三十七条に書いてありますように、過剰避難は行けない、正当防衛でも過剰防衛は行けない、というふうなこともございませぬし、これは十分慎重にやらなければならぬという点はおっしゃるとおりでございます。

○兼野章君 私はそこはちょっと違うのだけれどもね。つまり、正当防衛とか緊急避難とかそういうのは、市民権—自然法成立の歴史的な経過から言っても、市民と市民との権限が衝突したとき、あるいは市民に準ずるものとの衝突したときで、国家と国民との間に正当防衛とか緊急避難なんかあるわけはないです。もしそういうことであるならば、国家に対して内乱その他を起して正当防衛だ、こういうことになっちゃ。だから、私は理論的にちょっとそこ疑問があるのですよ、いささか。こういう点では時間があるのですよ、いささか。少なくとも政治判断以外の何物でもなかった、政治行動だ、この解釈することの方が政治国家としては妥当なことはないか、こう思うのです。

何かかぜを引いておられるようだから余り答弁に立たせると悪いからあしきずけれども、またいづれ個人的にいろいろ私も教えを請ひたいし、この問題を詰めていきたいと思ひます。

そこで、政治的な問題にウエートがあつて初めてこのことはできたのだということになりまして、今度は政府と立法院とそれから言うならば裁判、司法権の方の、この三権のこういう事件に対する対応の問題として一通考してみなければいか

ぬと思うのですが、まず最初に、そのことでドイツのシュライヤーの子供さんが弁護士でもって原告になって釈放の仮決定をしてくれという憲法裁判所に訴えがありました。日本ではああいう訴えができるのですかできないのですか。これはどこに聞いたらいいのだから。そういう訴えができたのか。憲法裁判所に訴えて、ドイツでは御承知のように判決は却下をいたしました。ああいう訴えの道、つまり三権分立組織ですから、議会制民主主義、特に日本は三権分立ですから、非常な対応に対しては政府も対応の方法があるはずだ、立法府も司法府も対応の何らかの方法があるはずだ。しかし、ないならないでそこに欠陥があるのかわないのか、こういう基本的な問題を論議するのが私は立法府としては大変にふさわしい問題だと思っておりますけれども、まずその点、具体的な問題がドイツにあったものだから、日本で一体たえれば人質になった人の家族が早く釈放してくれという訴えを裁判所に訴えることはできませんか。

○政府委員(真田秀夫君) 私、いまの問題、余り詰めて考えたわけでもないけれども、現在の日本の実定法から言いますと、そういう人質になった人の家族が、国に対して、自分の親族なり家族である人質を救うために、犯人の言うことを聞いてくれというのを裁判所に訴えて訴え出るといふそういう請求権といふ訴権はどうかと思いません。これはひとつ政府部内で検討していただきます。というの、秩序か生命かという二者択一というわけにいかない。生命か秩序の真ん中、間にもすこい苦悩に満ちた判断をするわけですけれども、これを政府だけがすればいいという問題ではなからうと思っております。こういう問題になってきたら。だから、裁判所に道があるのならそれも一つの手段、それからそれよりも今度は立法府というの、一体どうなるだろうということを考えたのであります。というの、要するに価値観の問題が実ははなはだ

明確でない。政府の間とつたいろいろな新聞記者会見その他の発言にしても、生命の価値とか、あるいは生命以上の価値とか、価値観というものについていまだ少し国民に啓蒙していくというか、民主主義のリーダーシップを発揮していただくというの、私どもは思っております。というの、単純に秩序か生命かという問題じゃないのは申すまでもなく、とにかく生命以上の価値というものを認めない限り今日の人類も国家もなかつたわけでございます。いかなる国家も生命以上の価値を認めないことによつて今日ある、これは厳然たる事実だと思っております。そういうことの問題の重さを国民にどうやって理解してもらおうかというところが日本の現状においてはきわめて大事だと思っております。結論よりそのプロセスが非常に大事だと思つて、そういうことを政治の舞台でやつてのける絶好のチャンスは逸したような私は感じます。これは、これはまあ非常に断腸の思いでおやりになつたことはわかるのだけれども、しかし、これは、ドイツがやつたからやつたというの、憲法にも何にも権限がないことをやるには、やはり裁判所に引っかけるとか立法府に相談をするか。立法府に相談するということ、立法府を構成している政党になるかと思つて、そういうことをやつたりやつて、そこでどういふ意見が出ようと、そういうものが政治の言動として中央に出てきたときに、国民はいろいろな問題の角度があるのだなあとということがわかつてくるのです。私は、そういう意味において、いまの野党の人たちはおれたちに相談して、政府に切り込んでくるだけの心意気を持っていませんから、どうかひとつ政府の方で総理官邸へひとつ各党首に来てくださうというふうな調子で、やっぱりこ

うかひとつ、きょうは法務大臣大変恐縮ですが、これからまたいろいろな問題が起きる可能性もあるわけですけれども、その対応の仕方が少し短絡過ぎるというのか、右から左に裁き過ぎるというのか、そういう点について私は非常に残念に思つて、実はこの前のクアラルンプール事件のとき、三木内閣のときに、ドイツのことをまねせいで言つたわけじゃないけれども、どんだん野党とも相談して、政権を野党も目指しているのですから、政党内閣にどういふ意見を持っているかということ、やっぱり当然言うべきであります。また、言つてもらわなければ政府としても華党の姿勢が出ないわけですから、自民党も国民全部の代表じゃありませんから、一応政府を構成してはいますけれども、私はそういうことが実は非常に大事なんだと、こ

うかひとつ、きょうは法務大臣大変恐縮ですが、これからまたいろいろな問題が起きる可能性もあるわけですけれども、その対応の仕方が少し短絡過ぎるというのか、右から左に裁き過ぎるというのか、そういう点について私は非常に残念に思つて、実はこの前のクアラルンプール事件のとき、三木内閣のときに、ドイツのことをまねせいで言つたわけじゃないけれども、どんだん野党とも相談して、政権を野党も目指しているのですから、政党内閣にどういふ意見を持っているかということ、やっぱり当然言うべきであります。また、言つてもらわなければ政府としても華党の姿勢が出ないわけですから、自民党も国民全部の代表じゃありませんから、一応政府を構成してはいますけれども、私はそういうことが実は非常に大事なんだと、こ

うかひとつ、きょうは法務大臣大変恐縮ですが、これからまたいろいろな問題が起きる可能性もあるわけですけれども、その対応の仕方が少し短絡過ぎるというのか、右から左に裁き過ぎるというのか、そういう点について私は非常に残念に思つて、実はこの前のクアラルンプール事件のとき、三木内閣のときに、ドイツのことをまねせいで言つたわけじゃないけれども、どんだん野党とも相談して、政権を野党も目指しているのですから、政党内閣にどういふ意見を持っているかということ、やっぱり当然言うべきであります。また、言つてもらわなければ政府としても華党の姿勢が出ないわけですから、自民党も国民全部の代表じゃありませんから、一応政府を構成してはいますけれども、私はそういうことが実は非常に大事なんだと、こ

うかひとつ、きょうは法務大臣大変恐縮ですが、これからまたいろいろな問題が起きる可能性もあるわけですけれども、その対応の仕方が少し短絡過ぎるというのか、右から左に裁き過ぎるというのか、そういう点について私は非常に残念に思つて、実はこの前のクアラルンプール事件のとき、三木内閣のときに、ドイツのことをまねせいで言つたわけじゃないけれども、どんだん野党とも相談して、政権を野党も目指しているのですから、政党内閣にどういふ意見を持っているかということ、やっぱり当然言うべきであります。また、言つてもらわなければ政府としても華党の姿勢が出ないわけですから、自民党も国民全部の代表じゃありませんから、一応政府を構成してはいますけれども、私はそういうことが実は非常に大事なんだと、こ

うかひとつ、きょうは法務大臣大変恐縮ですが、これからまたいろいろな問題が起きる可能性もあるわけですけれども、その対応の仕方が少し短絡過ぎるというのか、右から左に裁き過ぎるというのか、そういう点について私は非常に残念に思つて、実はこの前のクアラルンプール事件のとき、三木内閣のときに、ドイツのことをまねせいで言つたわけじゃないけれども、どんだん野党とも相談して、政権を野党も目指しているのですから、政党内閣にどういふ意見を持っているかということ、やっぱり当然言うべきであります。また、言つてもらわなければ政府としても華党の姿勢が出ないわけですから、自民党も国民全部の代表じゃありませんから、一応政府を構成してはいますけれども、私はそういうことが実は非常に大事なんだと、こ

うかひとつ、きょうは法務大臣大変恐縮ですが、これからまたいろいろな問題が起きる可能性もあるわけですけれども、その対応の仕方が少し短絡過ぎるというのか、右から左に裁き過ぎるというのか、そういう点について私は非常に残念に思つて、実はこの前のクアラルンプール事件のとき、三木内閣のときに、ドイツのことをまねせいで言つたわけじゃないけれども、どんだん野党とも相談して、政権を野党も目指しているのですから、政党内閣にどういふ意見を持っているかということ、やっぱり当然言うべきであります。また、言つてもらわなければ政府としても華党の姿勢が出ないわけですから、自民党も国民全部の代表じゃありませんから、一応政府を構成してはいますけれども、私はそういうことが実は非常に大事なんだと、こ

いい影響というのか、犯罪者に対する、反徒をくじくような方向に動くだろう、こう思うのですが、法務大臣、その点ちょっと御答弁を願っておきたいと思つてます。

○國務大臣(瀬戸山三男君) このたびのとりました措置について、私は御承知のように局外でありましたが、政府のとりました措置の考え方は、先ほど法制局長官から御説明申し上げましたように、いわゆる実定法に処理の仕方がないから超実定法という名前を使った。しかし、憲法その他憲法政政のものにおける諸制度は、国民の生命財産といふ大目標に憲法以下の法律が制定されておる。そういう意味で、政府は、百数十人の人命を尊重することは憲法のもとにおける措置としてはやむを得ないことであるけれども許されるものである。そういう意味において憲法を超越した判断ではなかつたことと了解をいたしております。ただ、いまおっしゃるように、ああいう緊急事態、非常な事態でありますから、まあ冷静に考えていくとやや違ひますけれども、しかし、この措置は、人命を救うという前提はありますが、やはり行政といふことは政府の責任においてやつたこととござい

○憲野章君 最後に、直接関係ありませんけれども、日本の刑事裁判が非常に長期である、長期にわたつて裁判をしておる。これを調べてみると、

先進国の中で一番長くかかるのですよね。たとえば浅間山荘事件なんかは、いまのペースで換算すると七十年かかるという説があるのですけれど、まさかそんなことはないだろうと思う。いずれにしても、長期裁判を克服するという事は、私もほかの委員会に出てそういうことを言ったことがあるのだけれども、なかなかこれは刑事訴訟法その他いろいろな角度からの検討が必要だと思いますが、原告、被告、当事者のほかに裁判所、まあこういう問題について長期裁判をどうやって克服するか、これは直接関係ないけれども、しかし若干関係がある。やっぱりこれを何とか、これは法務省だけでやり切れない問題でしょう、裁判所もあるし弁護士会もあるし。だけれども、何か新しい構想で長期裁判をひとつ、特に重要犯罪の裁判ですね。十年も十五年も、中には二十年もかかるなんてそんなことはもう本当に常識でいくとおかしいわけで、時間が速くなればなるほど証拠は薄くなるだろうし、そして判決が起きたときはマスコミもばつと書きますけれども、もう三日もたてば忘れちゃって、そして長期裁判で判決が出たときには、無罪のときはあかかわいそうに二十年も一生権に振ったと書くと、有罪は有罪でそんな二十年も十五年もたつて裁判したってそんなものは予防的效果も薄いわけですから、この問題は法務大臣にぜひイニシアチブをとっていただきたい、この長期裁判というものは何か日本が先進国として司法権の權威を——司法権の權威というものは意外なところから傷がついていく危険もあると思う。日本は、幸い、裁判の權威という司法権の權威は国際的に非常に評価の高いものであるだけに、やっぱりこれを大事に守っていくことのためにぜひ必要だと思えますので、ひとつ何か構想をお立てくださって、何カ年計画か何かこの問題を具体的にさせていただくことを最後にお願ひして、この答弁をいただいで終わります。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おっしゃる通りに、法治国家においては、争いがあれば最終判断を裁

判所でやるわけでございます。法律は書いてあるだけじゃないのであって、最終判断によって国民にその結果を早く知らしめるといいますか、実効をあらわすというのが法治国家の本当のねらいであるわけでございます。でありますから、そういうことを考えますと、裁判はできるだけ早く結論を出すということがたてまえであり、望ましいことである。民事にしろ刑事にしろそれが当然のことでありまして、御承知のとおり、いずれにいたしましても、裁判の迅速化ということで年々予算、人員等もお願ひして進めておりますが、まだ理想の体制にはなっておりません、残念ながら、それはそれといたしまして、いまおっしゃったように、こういう凶悪犯罪、国民が非常に注目をして凶悪犯罪というものの裁判が非常に注目をされておるといふのは現実でございます。でありますから、この点は国民の側から見ますと非常に釈然たらざるものがある、私はさように見ておりますが、今度の事件が全部これにかかわりがあるというわけじゃありませんけれども、一部今度の事件がここにかわりがありますから、この際、平素そういうことを考えておりましたが、こういう凶悪犯罪等国民が注目しておる犯罪についてはできるだけ早く裁判を終わらせる、こういうことから、御承知のように憲法三十七条で必ず弁護人を選ぶことができるように人権規定があります、これは当然のことでありまして、それを受けておる刑事訴訟法を適用してことさらに裁判をおくらすという傾向がある。これは、私どもから見ると、まさに法の逆用、こういうことになっておりますから、その点を改めるためにいま準備を進めております。その内容についても御説明する必要があれば刑事局長から申し上げますが、次の通常国会までに何とか御提案を申し上げます、かように考えておるわけでございます。

○志吉裕君 時間がありませぬから簡潔に二、三点お伺ひして、簡潔に答弁いただきたいわけですが、今度の事件は二年前のクアラルンプール事件に続いて人質と犯人の交換といういわば超法規的な措置がとられたわけですが、政府はこれは人命尊重のための例外的な措置だということて釈明をされましたし、世論もこれを大筋として了解したのでありますが、例外というのはあくまでも例外なのであります、その例外が二度も行われるということになります、これはやはりそれが原則になったことを意味する、このように理解をするわけでありまして、いわば人命あるいは人権のために、その尊重が大原則であるというふうな原則が確立されたこと、この理解をしてよろしいですか。これはひとつ政府の見解を、官房長官は来ていませぬね——お伺ひしたいし、それから国家公安委員長からは、この種の事件に対する人命の安全というものの扱いについてお伺ひをしたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 今度の事件を処理します場合に人命を尊重するというたてまえを申し上げておるわけでございます。人命尊重が原則かと言われますと、わが国の憲法その他の法律は、法治国家を保つておることは、人命を尊重するというたてまえであるかと思ひます。しかし、その人命を尊重するということは、国民全体の平和と安全と自由を守つてそれぞれ豊かな生活を実現すると、こういうことでありまして、特定の人命だけを尊重するという考え方はございませぬ。憲法、法治国家の目的は、人命を尊重するたてまえでございます。それを維持するということは当然であります、しかしそのために全体の人命が危うくなる、これを言いかえますと、法治国家の根本がそのために崩れると、こういうことは断じて許してはならない。かように人命と法治国家とは全然別なものとは考えておりません。

○国務大臣(小川平二君) この種の事件に対処いたしまする警察の基本方針は、一方で人命の尊重、一方で犯人の逮捕、要するに法秩序の維持でございますが、まあ二律背反的な、これは容易に両立させがたい二つの要請でございますが、これを二つながらこの二つの要請にこたえていかなければ

ならない、こういう方針で対処いたしてまいりました。国内における類似の事件が十一件あったわけでございますが、「よど号」の事件を唯一の例外といたしまして、その他の事件は、一方で法の秩序も守り通す、一方でその人質を救出するというところでやってきたわけでございます。これが今後警察の基本方針であるわけでございます。今回の事件は、御承知のとおり、事件の起こりましたパングラデシュの当局が、これはあくまでみずからの責任においてみずからのイニシアチブにおいて解決をすべき問題だと、そういう立場を固持しておりましたために、非常に残念でございますが、犯人の要求を入れてあのような解決をせざるを得なかつた。その結果、国際世論の批判を受ける余地を残したということは非常に残念でございますが、政府のとりました措置はこれはやむを得ざる措置であつたと考えております。

○志吉裕君 法務大臣、あれですか、端的に聞きますが、ケース・バイ・ケースだという意味ですが、○国務大臣(瀬戸山三男君) ケース・バイ・ケースという意味ではございませぬ。やはり大局において法治国家の尊厳といひますか法治国家の維持ができないという判断をすれば、時と場合によっては人命を損傷してもやむを得ない場合があり得ると、かようなことがございます。

○志吉裕君 私はさうは議論をする時間はありませんから、時と場合によつては人命の損傷もあり得るといふのが政府の方針ですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 事件の態様はいろいろあると思ひますが、最終判断はそれ以外にないと思ひます。

○志吉裕君 後ほどまたこの点はやりませぬ。ところで、今度の法改正あるいは罰則の強化等でありませぬが、ハイジャックの罰則の三年延長、旅券法違反の二年延長等を初めとして幾つかの提案がされておるわけですが、これまでの経験からいけば、この犯人たちは、まあ決死の覚悟とでも言つたらあれですか、そういうことでやっ

てくるわけでありませうから、この種の法改正や罰則強化等の措置の有効性には私自身も大変疑問を持つわけでありませう。その有効性について、これは官房と法務、外務からごく簡潔にひとつ……。

○国務大臣(瀬戸山三男君) これだけで万全だとはもちろんわれわれも考えておりませう。まあ簡潔にとおっしゃいますが、こういうことが起こらないように予防措置を可能な限りとらなければならぬ。起こった場合はどうするかという、それに対する責任を問うだけの刑罰規定を設ける、こういうことではございませう。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 旅券法につきまして、罰則のみでこれが強化をしたからこれで万全だというように考えているわけではございませう。しかし、現行よりも厳しくすることにによって旅券法違反の責任を追及しよう、こういう意味でございませう。旅券法の発給すること自体から問題があるわけでありませう。そういう意味で、執行全体を公正に行うことにいたしたいと思ひます。

○説明員(田中和夫君) お答えいたします。

今回の法律改正を御審議していただいているわけではございませうけれども、この法改正だけでハイジャック防止の目的を全部達成できるということでは私ども考えておりませう。十一月八日、ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部で決定いたしました、先生すでにお持ちだと思ひますけれども、七項目二十四細目にわたる防止対策のそれが一体となりましてその予防措置について効果を上げていくと、かように考えている次第でございませう。

なお、対策本部といたしましては、この対策全般にわたって常に外部の状況をよく観察いたしまして、その外部の状況にに応じて必要な対策というものをこれからの対策に補強したりあるいは補充したり、あるいは場合によってはこの各細目を実施いたします各関係省庁を督促したり、あるいはその実施を観察したり、かようなこととして常置の機関としてこれからの実施に努力

いたしたいと、このように考えております。

○志吉裕君 先ほど、私は、二年前のクアラルンプール事件と同じ措置がとられたという立場でこの超法規的な措置のことを挙げましたが、実はクアラルンプール事件と違ったこともある。それはクアラルンプール事件の初めは、弱腰じゃないかという海外論調を初めとして、主として政府関係からいわれる強硬論というものが台頭してきたというものがクアラルンプール事件のときと違ひだ、このように思ひわけでありませう。

海外論調が日本政府の措置についていろいろいわれる強い調子の意見を言う、それがイスラエルから出たり西ドイツから出たりしていることは、それぞれの国の置かれた状況が日本と異なるきり違ひわけでありませうから、そのことの論評は別にしまして、私は政府内筋から出ているその種の意見というものが、国民が率直に言つて何となくもつとほかの方法はないのかというら立ったような気持ち、先ほど法務大臣の答弁にもありましたように、時によっては人命も流すのだ、国家の威信や法の尊厳のためには人命は後回しなんだというたぐいの強硬論のいわば誘導をしておる、そういう危険を感ずるのであります。いまお尋ねをいたしました法改正や罰則強化等、これらは、あのゲリラあるいは赤軍などからすれば、死を決した彼らの武装行動にはこんなものは役に立たないだろう。そうすると、エンテペやあるいはミンヘンやあるいはモガジシオの例がありますから、彼らはいままでよりもつと強い形が出てくる。今度の法改正その他の対策も役に立ちませうから、もつと強いものをというふうにか考へるようになる。ずうつと強硬論が際限なくいけば進むことになる。こうなつてまいりますと、事件に対する冷静な解決能力というものを失うことにもなるし、あるいはまた人命よりも法秩序、国家の威信が優先するという錯倒した価値観を持つようになる、警察国家への道をひたすら進むことになる、こういう点での懸念も一方に表明されているわけでありませう、こういう点についてはいかように

理解をされますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 決して強硬論を申し上げておるとこちらでは考えておりませう。法治国家を維持するために人命を軽く見る、あるいは人命尊重のために法治国家はどうなつてもよろしいと、かようなものでは私どもは思ひません。先ほど申し上げましたように、憲法を制定し、憲法の諸原則によって各般の法律規則を定め、和と安全、自由を守つて豊かな社会ができて、こういう目標を定めて、これは一応国民の約束事としてございませう。それが暴力によってその制度が破壊される、こういうことは許してはならないと、かようなことではございませう。それはまさに人命を尊重する大原則に従つて考へておる、かようなことではございませう。

○志吉裕君 いずれにしても、この点については、先ほどの森野委員の発言をもし引用するとすれば、国家は生命以上の価値を持つという考へ方には同意をしないということだけを申し上げて次へいきませう。(そんなことを言つてはいない)と呼ぶ者あり)

時間がないのでまことに恐縮ですが、最近、日本赤軍のいわゆるアラブ離れということが言われておるようであります。また、例のダッカ事件の後に発表した彼らの声明文というものを御覧になりますと、たとえば天皇制や日本帝国主義を攻撃目標に掲げる、いままでのパレスチナから日本革命に對する日本赤軍の責務を強調しておるというふうなことから考へますと、在外公館を含む政府機関、政府要人、あるいは皇室、商社、彼らの表現を用いれば資産百億以上の二百家族と言つておる、こういう表現も使つておるわけでありませうが、こういうところをねらつた遊撃戦というものが十分想定されるわけでありませう、ハイジャックもさることながら、こういう方向への目標転換というものを對する治安当局の見方、この声明以来それをどの程度に評価をして対応を変えていくかどうか、この点をお伺ひします。

○政府委員(三井愨君) 今回の事件の最中に発表されました声明文等から種々の解釈等が行われておりますが、私は基本的に従前の日本赤軍の路線は変わつておらないと考へております。もともと日本赤軍が結成されたのは、わが国の革命を世界同時革命というところからアラブゲリラの中で共産主義革命をやろうとしておるグループと手を握つて同時に実行しようというねらいで海外に行き、海外でできた考へておるわけではございませう。ただ、今回の事件最中の声明等によりまして、従前は余りわが国内のことについて言及しておらなかつたのを今度はするようになったと、むしろアラブゲリラ自体のことについての言及がほとんどない、こういうふうなところから、基本目標は同じでありませうけれども、彼らが当面闘争としてテロ行為をやる対象、方法というものが若干の違ひが出てくる可能性があるというところは御説のとおりでございませう。声明等に言われておりますように、いままでと違つた攻撃対象を選定して各種の方法でテロ行為を行うということに對しまして、いまお挙げになりましたようなことと踏まえて対策を考へておるわけではございませう。

○志吉裕君 この点は、ハイジャックに對する万全の措置はもちろんであります、何か西独赤軍ですか、これが、もうハイジャックはやめて今度のはだれか要人をねらうというたぐいの声明をつい最近にも出しておるわけでありませう、そういう点についての配慮も甘く見ない方がよろしいのではないかと、このように意見を申し上げておきます。

最後に、一問ですが、いわゆる赤軍Gメンと言われておる専従組織であります、これは細かく聞く時間があるまいと思ひますが、これは、いろいろお話を聞いておられますと、諸外国の治安当局などの連携などを密にしていろいろの事情を主として的確につかむところ、これらについてはあるようでありませう、これらの権限、あるいは当然諸外国とかかわりのある外国との何らかの取り決めに特別に行つたりするものであるかどうか

か、これらの点についていかがでしょうか。

○政府委員(三井脩君) 端的に申しますと、国際協力を推し進めるといのがねらいでございます。外国との関係でございますので、それぞれの

各国の治安当局等が日本赤軍の問題について関心を深めていただく。そうなりますと、わが国にお

きましてはわが国の国内法によって処理をいたし

ますし、日本赤軍のメンバーがおります外国にお

きましてはそれぞれの法規によって措置をして

まらうということがまず当面であります。また、わ

が国の法令により犯罪とされる事項を敢行して

るわけでありますから、それについては手配を

いたします。それによって処理をしていただく

こと、中心といたしておりますので、特に権

限云々ということではありませんが、それぞれ理

解を深めるために協力をすることでございます

です。もっと端的に申しますと、日本赤軍は現に

彼らの保護されておるアジトにおけるわけであり

ますが、そこを出ますと、どこの国もテロ行為とい

この新しい専従組織がその種活動を展開するに当

たって、新たな何らかの諸外国との取り決めとか、

そういうものを必要とするのかということ聞いて

いる。

○政府委員(三井脩君) ただいま申しましたよう

なことでございますので、取り決め等はいたしま

せん。それぞれが日本から言われなくてもやるべ

きことをやっていたら、また、ICPO等によ

って相互に——ICPOでは取り決めがありますか

ら、これを運用するということでありまして、改

めてこのために特にということはないと思

います。

○戸叶武君 この問題をめぐっては、すでに衆議

院、参議院を通じていろいろな角度から審議がな

されておりますが、二十分の短い時間で二、三問

題点を質問いたします。

いま世界は激動変革の時代に当たっております

で、ことしはちょうどバルフォア宣言がなされて

から六十年、ロシア革命をしてから六十年、大

きな変革が世界の各地において行われなけりや

ない転換の年だと思っております。だれも急にエジ

プトのサダト大統領がイスラエルを訪問しベギン首

相との会談に入るといことは予測できなかった

ほどであります。やはり現在置かれてはいる厳

しい現実の流れの中において、立ち往生するよりは、

一國の指導者が自分を捨てて民族のために世界の

ために運命を打開しなければならぬという責任

感があるのうのような行動を起こしたのだと思

います。あの問題から見ると、日本のこのハイ

ジャックの問題に対する取り組みの政治姿勢とい

うものは、自分の國の安全を考えているが、あた

りにもどういふふうな迷惑をかけているか、国際

的な運命の上に立つてどうやって共同責任を果た

さなければならぬかというのに対して、確固たる

方針が確立されていないのじゃないかと思

います。

いま、私は、この問題の推移を見て、福田首相

はあのとっさの場合に福田首相としては珍しい決

断を敏速に行なったと思うのです。いまの政府の部

内においていろいろな考え方があったのは当然で

あつて、サダトが行動を起こす前に側近の外務大

臣がやめる、また次に推薦されていた人もやめる

というふうな厳しい基盤の上に立つて、そうして

祈りを上げながら運命開拓の道を行んだのです。

また外務大臣、法務大臣あたりも持つてもらいた

いと思つております。私は、法務大臣の進退という

のは、法秩序を守るといふ形において前の福田さ

んもそれなりのりっぱさはあつたけれども、何と

いってもいつも優柔不断としか思えない福田さん

が、人命がとうとうという一語の中に、何だか憲

法改正をするのかしないのかわからないような寝

言みたいなことを言っている人にしては、この現

実と取り組むときに、日本は中外に対してどうい

う決意を表明しなければならぬかということ、直

感的にわかつたのじゃないかと思つております。

いまの瀬戸山さんは、失礼だけれども、非常に

まじめな人だけれども、どうも私は裁判官弾劾訴

追委員をやつていながら感じたことは、鬼頭さん

の裁判に対してはきつてきつてきつてきつてきつ

りまして、法律畑に住んだ人としてやはり法と

いうものの厳しさを感ずるだけであつて、

厳しき一面においてただ法の權威というものの

にこだわつていては私は今日の世界の変革する渦

の中において動きがとれなくなるのじゃないか

か、そのことが心配です。ですから、この法律に

おいても、これは前のを継承したのでありまし

ょうが、われわれが心配するのは、さつき自民党で

も秦野さんのような良識派は、法を厳しくした

だけでは問題解決にはならぬということに感

じております。問題はこのニヒルなテロリストを生む根

源があるのです。その問題にいきなりメスを入れ

ても簡単に転換はできません。それがゆえに、私

は、國の平和憲法の精神を守ると同時に、西ドイ

ツのような伝統並びに現実の置かれてはいる地位と

日本は違つたことを明確に認識して、国際運

動、国際協力には同調するけれども、海外派兵を

におわすような、海外に特殊な部隊を派遣してテ

ロリストをやつつけるというふうな手荒なことは

やるべきでない。ことに、人命のとうとと、自由

のとうとと、そういう点を、総理大臣だけでなく、

自民党の中じや与野の方にも変な人たちがも相

当いでしようし、閣僚の中にも大分青風会も入

っているし、揺すぶられたようですが、ほかではみ

な見えるので、日本はどっちを向いて走つて

いか危なくて、ハイジャックだけじゃなく、ハイ

ジャックを生むような精神が、ドイツがやはりナ

チを連想すると同じく、このハイジャック問題に

取り組む姿勢の中に日本のミリタリズムをい

うほど感じているところにはかの國の警戒がで

たので、一個のハイジャックだけの問題じゃな

いと思つて、それに対して特に外務大臣がし

っかりしなきゃならないが、その前に瀬戸山さん、

余り法律におつ振り回されないうちに、法の權威

というものを保つことは大切であるが、やはり世

界の流れの中における苦悩している人々に対して

の若干の思いやりというものも、日本憲法の精

神というものを崩さないように、目先の力み方

だけで問題は片づかないということをもう法務大臣

の地位につかれたらしみじみとそれを感じたと思

いました。どうぞ、前の福田さん以上に、少な

くともいまの総理大臣の福田さんよりもっと

しつかりとした一つの見識を、政治家はやはり見

識が生命です、それを持つていかないと、本當の

意味の日本の國の基本法の精神は守れないと思

うのですが、あなたの御所見を承ります。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 戸叶さんから御教訓

やら御批判をいただいて、どうもありがたうござ

います。

わが國の憲法は、おっしゃるとおり平和憲法で

ありまして、その平和憲法のもとにおいて日本民

族が世界の人類と仲よくして行くように各般の法

律制度をつくつております。私が言いたいことは、

そういう法律制度を暴力によって転換しよう

これは民族のために許してはならない、かような

ことではございません。

○戸叶武君 もう戦争と暴力革命の時代は去つた

のです。それなのに、ブリミティブなナショナリ

ティズムをやる、これは外務当局でもいいのです

か、ブッシュですと、こういうことではござい

ズムと不消化ないわゆる革命理論とが世界を混乱させておるのでありますが、その最大の責任者はアメリカとソ連と、やはりそれに対して共同の責任を持たなくちゃならないのは、西ドイツと日本とイギリス、フランスあたりは共同の責任を持たなくちゃならないのです。いま核兵器はやめると言いがた、武器輸出の最大のもはアメリカであり、フランスであり、イギリスであると、こんな矛盾した行動が、言うことはいいけれども、やることはよくないことをやっておいては、やはり世界の人心をして、特に若い人たちが、純粋な人々を感じて、人世のはかなさ、自分たちの無力さを感じて、そこにテロリズムが發生したりするのです。テロリズムは悪いことです。けれども、ツアアの専制のもとにやはりテロリズムが發生したし、イギリスだって強力なわがままな戦争ばかりやっているようなばかな王様を相手にこれを断頭台に送るような cromwell の革命もあつたのです。フランス革命も同様です。やはり当事者が心して、世界の国一國だけでなく、共同の責任を持って、もう戦争や暴力革命の時代ではないというだけの決意を持って、人民を殺すよりも指導者みずからが、サダトだってそうだと思いますが、体をなげうって世界の平和秩序をつくり上げるといふ行動を起こさなければならぬときに来ているのに、あつちをのぞきこつちをのぞいて、そうしてほかの国じやどうしているのかなあなどということでは、電光石火のようにひらめきの中に世界が変化していくときには対応できないと思うのです。これが日本のちよんまげ法律のいたすところであつて、政治がさびつておきますよ。そういう意味において、日本みたくからも、やはり日中平和友好条約を締結するなり、朝鮮における南北の問題も、南にくみして北は危ないからというような形じゃなくて、近所隣をまとめていくだけの度胸がなけりや、見識がなけりや、日本の国なんというものはどこにも尊敬される国じやないと思うのです。そういう意味において、いままでの日本政府

の考え方の中には文明史観と哲学が欠けている。自分のことを打算的に考へるが、近所隣の迷惑を考へていない。思いやりがない。これじや私は政治外交にならぬと思ひます。そういう意味において、鳩山さんは名字が鳩山というので、鳩は平和を代表するでしょうが、お父さんがむすかしい中でソ連との道を開いたように、いまソ連だけじゃなく、一つの平和共存路線というものをしっかりと踏まえて、ずいぶん他の国に対する誹謗力は強いがみずから反省のないソ連なりアメリカなりあるいは中国なりにも遠慮なしに、人のことには干渉する必要はないが、われわれはこの道を行くのだ、一緒に手を握っていくのならわれわれと一緒に手を握って、このサダトのやり方から見れば、実に見識と決意さえあれば可能な問題じやありませんか。世界がもう先取りの時代です。大きな変革を起さなければならぬときです。人事を尽くした後においてユダヤ教なりキリスト教なり回教なりを乗り越えて神に祈るつもりで両国の指導者がいま自分たちの過去のあり方を反省しながら未来を開こうとしているときに、日本だけはいつても後を向いたり横を向いたりして、前向きの姿勢でハイジャックの問題でも何でも取り組む気魄が足りないと思つたのです。鳩山さんはそうでもなさそうだが、ひとつ御見解を承りたい。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ハイジャックの防止の問題から世界全体の問題にお触れになりました。御激励を賜りました恐縮に存じます。

ハイジャックの防止につきまして、私も、このような事件を二度と起さないうちに、これは関係各省一緒になつてがんばつておるところでございます。また、ハイジャックが起りましたことによりまして、これが世界の多くの国々の国民の方にも大変心配を与えていること、日本さへよければいいというような気持ちでは毛頭ありません。私も事件が起りましたときにニューヨークにおりましたけれども、各国の者は皆その凶悪犯が世界に拡散され、二度、三度のハイジャック事

件を起こすのではないかとというような危惧の念を非常に持つておりました。そういう観点からも、日本といたしましては、いま十一人の今回の関係者、犯人がどこにいるかわからないというふうな状態にあります。私も、私どもといたしまして、ぜひともこれは警察、法務省と連絡のもとに何とかこれらの者の逮捕に向かつて、そして世界に対して責任を果たすべきものと思つて、今回のハイジャック事件はそれが済むまでは終わつたとは言えないと私どもは強く責任を感じているところでございます。

また、外交政策全般にお触れになりましたけれども、これらの点につきまして私どもは真剣に取り組んで、日本の将来の発展のために尽くすべきものと考へております。ただ、日本といたしまして、いまある日本の立場というものが国際的には大変恵まれた環境にあると思ひます。しかし、そういう環境にあるから、そういうことに国際的な協力というものを忘れないで、この際、やはり世界的に日本はあらゆる面で協力をしていかなければならない。また、北朝鮮との国交の問題等につきましては、いろいろ問題がありますので、これらにつきましてはなお慎重に対処いたさなければならぬと思つております。

○戸叶武君 鳩山さんも触れましたが、ハイジャックの問題を片づけるのにも小さな土俵だけで相撲はとれないのです。やはりねらいは国際的な連帯ですから、連帯と日本の政府のとるべき責任はどこにあるか、やはり自分たちのファンクションというものを明確に把握することが必要だと思つたのです。できないことはできない、できることはできる、日本はこういう事情でどうなんだというのを諸外国にわからせるように、日本の外交は潤滑に躍動しなけりやならないと思ひます。

財政、金融、税制、外交政策では問題が片づかない。やはり世界とともに手を握つて前進しなればこの波瀾を乗り越えることができないところへ来ていると思ひます。日本は幸福な面があるといいますが、幸福な面と同時に非常に厳しい嵐の中へ巻き込まれておられると思ひます。東西南北間の風当たりが非常に強いのです。多くの人が、嵐のときほど苦しいときの神頼みのように、荒波をよぎる者たちは皆光を求めたのです。日本がやはり灯台のような役割りをアジアにおいては果たしてもらいたい。日本だけではできないものじやありません。やはり日本がアジアの進歩に貢献し、また中国と日本が組まなければアジア問題の解決はない。こういう問題を、変な軍事的な協力ではなく、本当に平和共存をつくり上げる協力体制としていかなければだめなので、そういう意味においては、やはりアメリカに対して、ソ連に対しても、中国に対しても、毅然とした姿勢をもって、自分たちは足りないけれどもこの道をベストを尽くして行くのだという外交方針をゆるがしてもらつちや困るし、先ほど秦野君も触れましたように、外交防衛の問題は国の大事です。それと同時に、変な氣違ひじみた暴力革命と戦争を企圖するところの頭の変な連中をコントロールしていくというところは政治家の任務です。そういう点において、党内にいろいろなものがあるからという八方美人的に見識なくしてそうして右に左にふるめくじや、その内閣は吹っ飛んでしまふと思ひます。そういう意味において、このハイジャックの問題に対しては積極的な取り組みをすると同時に、他に乗せられてドイツと同じような厳しいやり方をしろとか、あるいはアメリカがこうだとか、参考にはするが日本はみずからの道を行くという毅然たる姿勢が必要でありますから、どうぞ、法務大臣も、大分そういうふうに変わりつつあるようです。やはり法を守るということが、無法者を取り締まることですが、ただ単に——無法者には無法者の哲学があるのです。悪くても、それを本当に変えさせてい

くには、われわれの心というものがぐっと温かくなければ人は寄ってこないですよ。どうぞ、そういう意味において、この中東の何千年のアブラハムの時代から、モーゼの時代から、キリストの時代を経て、民族苦悩のどん底の中から宗教やイデオロギーや小さな部族の流れを乗り越えて平和を求めたかなげりやならないという一つの悲願が生まれたということは、世界歴史の中においても珍しいのうはできごとです。なぜ古き眠っているような国にあんな動きが出たのかというように、日本が明治維新において尊王攘夷から開国進取に百八十度転回できたアクロバティックな外交と見られるかもしれないが、日本自身には非常な柔軟性があると思うのです。どうぞ、民族のエネルギーをむだにしないように、あんまり変な力み方をして腰を抜かさぬように、やはり政治が一番大切だと思っておりますので、そのことを一言法務大臣からお願ひしないと、これはおつかない人だから、法務大臣からひとつお手やわらかにというわけじゃないが御意見を承って鳩山さんからはもう先ほどありましたからよろしゅうございます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いろいろお話がありました。わが国の立場というのは御承知のような国でございますから、一人でもちゃんと生きていけるものじゃありません。いままさに世界は残念ながら必ずしも完全な平和でありませんが、人類はやはりすべて同一だという頭で私は国の経営をしなければならぬ。そのとおりなかなかいかぬところがありますけれども、それがやっぱり国家経営の基本であらうという考え方でおるわけでございます。

○戸叶武君 終わります。  
○渋谷邦彦君 政府は、今回のハイジャック事件に関連して、ただいままでの答弁を含め、さまざまな角度から所信の披露をされました。いま私は私なりに整理をしながら確認の意を込めて若干お尋ねをしたいと思います。  
ただいまも瀬戸山さんから御答弁がございました。今後国民全体の平和と安全と自由というものが

が損なわれる場合、法治国家を維持する上から人命の損傷もやむを得ない、このようにお述べになりました。この考え方は、たしか法務大臣就任早々の御決意と一貫しておると理解をしております。ならば、この国民全体の平和と安全と自由というものはどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。また、今回のようなハイジャックそれ自体は、直には国民全体のそうした問題には触れないと。なれば、今後起きないという保証がないこのハイジャック事件について、もし再びこうしたことが起こつた場合、また同じような措置を超実定法という立場から、あるいは緊急避難という考え方から立つて、政治的な決着をおつけになるおつもりなのか、その辺を再度明確にひとつお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) この前の案件の処理は、政府全体が考えましてあれがわが国としては現状においては人命を助ける上からやむを得ない措置である、かようにしてつたことは御理解いただいております。そこで、あの場合、裁判の結果を一応無にする、あるいは犯罪者を裁判にかけることもできない措置をやむを得ずつた、こういうことをしばしば繰り返すということとは、法治国家の実体はなくなるおそれがある。これはその事案の状態によって判断すべきことではあります。そういうことと、検察、警察等はそういうものの事案の処理に努力をしない。国民はまたいろいろ考えを起す。そういうことを連鎖反応を起こします状態になると、法治国家と言いますが、憲法あるいはそのもとにおける法律というものはあつてなきがごとくになりま

す。これは避けるべきであるというのが私の根本の考え方でございます。さような事態にあるかどうかということは国民世論を背景にし、さつき申し上げましたけれども、国民全体がどう考えるか、これは国民を代表して政治をするわけでございます。それから、そういう観点からその時点において判断をすべきものであると、かように考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 まあそれが最も望ましいのかもされませんが、ただ、ただいま申し上げましたように、国民世論を背景とするコンセンサスを得ると。しかし、緊急の場合にその判断を求めるといふことは非常に困難な場合があるかと思つてます。先ほどのやりとりの中でも、あるいは野党の党首と合議をして根本的な一つの方向というものを決めよう、これも一つの方向と存じます。それしなごの段階でわれわれとしても考えるところはなごかと思つてますが、願わくばこうしたことが再び起きないような国内法の整備、いまも提案されております法律改正もそれに連動の関係があるわけでございますが、ただ、もう一つ気になります。これは、前回は超実定法、今回は超実定法と、これはもうたびたびあるわけはございませぬ。法律論から言つても常識から考えましても一体どういふときにその超実定法というものが適用になるのか、これはおのずから掃蕩するところの結論は私は決まつてくるのではないだろうか。いたずらに今回のような緊急避難という超実定法というものが安易に先ほどあつたようございませぬ。もしばしば適用されるということになりませぬ、いま瀬戸山さんがおつしやつたように、法治国家として一体どうなるのだからと、これは少なからず国民全体が疑問を抱くことであらう。当然だろうと思つてます。私は、この超実定法というものは、まあほかにも例があるかと思つて居るけれども、たとえ外国から侵略をされて大変な混乱を起こした、憲法あるいはその他の法律体制というものが維持できないと、そういう場合にのみ初めてこの超実定法ということが適用されるのではなごか。いたずらにそういうことをするいう判断に基づいてそういう措置をするというその表明というものがなごか、こういう疑問に対していかがでございますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 先ほどおなごたかにお答えいたしました。超実定法というものは超憲法的な措置ではないということをお政府としては考えておるわけでございます。政府は憲法のもと

における政治を国民の皆さんから預かつておるわけでございますから、いまおつしやるように超実定法という名前において憲法国家の根源を崩してはならない、これは誠に慎まなきやならぬところだと考えております。

○渋谷邦彦君 これを将来においてまたそういうことが行われませぬと、政府みづから法律を犯すと、こういうそしりを私は免れないということをお憂慮するがゆえにいまのことを再度確認したわけでございます。

さて、昔から災難というのは忘れたころにやつて来ると言われておりますけれども、最近ハイジャック等を初めとして、もう記憶の生々しいうちに起こつておるというのがきわめて強烈な印象を全体が受けるであらうというふうにお思つて居る。もうハイジャックが起つてから十年ぐらいの経過があつたはずだと思つて居るけれども、これに政府が一体どういふふうに対応してきたのか。たとえば、国連の場で、あるいは運輸省が、具体的にどういふ方法でもつてその絶滅を期すための適切な手段を講じてきたのか、この際整理をしながらもう一遍その辺を明らかにしていただきたいと思つて居る。

○国務大臣(田村元君) 外交的な面については外務大臣からお答えがあると思つて居る。確かに十年経過して、その都度いろいろと議論されながら、それがいつの間にか生ぬるくなつたといふことは、これは否めない事実だと思つて居る。率直にこれは認めなければなりません。それはそれとして、今日まで具体的に何を行つてまいりました問題として、二お答えをいたしたいと思つて居る。

とにかく航空会社を主導していくものが多いわけでありませぬけれども、まず、国内空港における対策としましては、乗客に対しては凶器類を客室内に持ち込むことを防止するために、金属探知器、それからエックス線透視機、そういう装置を使用いたしましたポデーチエック、それから手荷物検査を航空会社に行かせると、こういうことをや



ておりまして、先ほど午前中にちよつとお答えしましたように、その一部の費用を助成いたしております。それから空港における不審者の監視につきましては、空港構内への出入り口につきまして証明書を所持させて確認いたします。構内パトロールの実施、監視用テレビの設置等を行っております。それから乗客が検査を受けた後に他人から凶器類を入手することを防止するためにボーディングブリッジの設置、これを大変急いでおります。相当で上がってまいりました。それから旅客と送迎人との分離さくの設定等を行っております。また、検査による混雑を防止するためにターミナルビルの改造を行って検査スペースの確保に努めてまいりました。それから日本航空の全便につきまして検査を行う体制を整えさせたのであります。海空空港において日本航空では保安担当者の任命等を行うようにいたしております。それからボーディーチェック等の機能を明確化するための運送約款の改正、それから持ち込み手荷物制限についての周知等を指導してまいりました。

いづれにしても、こういうことをいたしてまいりましたが、あのような事件が起こった。またその後いろいろと調査をした。やはり欠けるものが相当あったということは否めない事実でありまして、いろいろと法務省その他御苦労いただいておりますが、要はやはり水際作戦ということが一番大切でありますから、その意味におきまして運輸省の責任は重大でございます。その責任と、いま一つは、外務省と協力をして国際会議の場において大いに実効ある行動をしていくこともいたしていきたくと考へておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 いま御答弁がございました。まあ恐らく可能な範囲でもっての取り組み方だろうと思っております。だからといって、じゃこれから完璧に防げるかという、恐らくその保証はないとお答えになるに違いないと思っております。羽田空港にしても、あるいは大阪国際空港にいたしましても、やろうと思ふ人間はどこからでも入り込めるといふような恐らく地理的環境、あるいは

飛行場内の環境等がまだ十分でない、そういう面も私はあるかと思ひます。将来そこにまた大きく設けてどうのこうのということになりますと、果たしていかげなものかというまた問題も残るかと思ひますけれども、やはり絶滅を期すためには、今後飛行錯誤は許されないと、こういう決意と判断に立って、運輸省は運輸省としての防護の体制というものを完璧を期していただきたいというふうな願ひにはおられません。これは私個人がそういう意見ではなくして、国民全体あるいは航空機を利用される人たちの心情であろうと思ひます。ダブルチェックなんというのは、本当に航空機を利用される立場からいへばいやなことですが、ほとんど多くの人が善良な人間ですから、まるで犯罪人扱いです、率直に申し上げますと。そうしたことが一日も早くなくなることが本望ましいと思ひますが、ただ、運輸省の方からちよだいをお願いいたしました資料を拝見いたしますと、日航が寄港する外国空港ですね、いま御指摘になりましたエックス線あるいはその探知器でございますが、装備されていないところがモスクワとかロンドンみたいな大空港にもあるのです。こういふ点について、午前中には、何か、私答弁を伺っていませんでしたけれども、日航の寄港を見合わせようではあるまいかと、私答弁を伺う御答弁があつたように伺っておりますが、この点はどうしますか、寄港を見合わせるのか、あるいは国連なら国連というものを通過して積極的に働きかけながら国際間の協力を求めるというふうな方向に取り組むのか、それはいかがでしょうか。

○國務大臣(田村元君) われわれは、一方において、国連等の場においてつまり国際会議の場において努力をいたします。けれども、御承知のように国際会議の結論というものはなかなかそう簡単に出てこない。いろいろな国が参加してあります。でありますから、その方面でもわれわれは急がなきゃならぬし、先ほど言いましたように実効ある行動を起こさなきゃならぬ。一方において、いま

直ちにやらなきゃならぬことがあるわけですが。こういって質疑応答しておる間にもハイジャックは起こるかもしれない。そこで、私も、金属探知器等の機器で空港に設置してない、しかもその国の状況によっては、わが国からそれを差し上げるとかあるいはお貸しするとかいうようなことも考えなきゃならぬと思ひます。

それからダブルチェックの問題でございますけれども、日本航空が独自のダブルチェックができればやいなや主権を講じなきゃならぬのですが、これはやはり主権を持つておる相手国との話し合いが必要でございます。まずJALがやる、ちが明かなければ外交ルートでこれをやる、それでもなおちが明かな場合ということをお私に指して申し上げたのであります。その場合には、そういう空港に対して寄港を取りやめます。なお、寄港を取りやめるということは、その国の飛行機がわが国に対する寄港もこれを断り申し上げると、まあそういうふうな強い決意を持つておるといふことでございますが、最後の決断を下すまでには踏むべき手順段階というものには十分踏んでおかなきゃならぬ、それも急がなければならぬ、こういうことで午前中にお答えをしたわけでございます。

○渋谷邦彦君 外務省とされては、東京条約へいグ条約、モントリオールと、こうありますね。それも数年前条約が発効しておるわけですが。この間ももう少しとも数年間過ぎている。しかも、ハイジャックは、この資料によりまして減つていないのです。各国に起こつたその発生状況を見ましても、ゼロだといふ年は一つもないわけですが。しかも、日本の場合は強烈なハイジャックをやられる。もうそうなた場合、やはり積極的に安全を期する上から、また未加盟国が相当あるはずだと思ひます。いま私の記憶では八十数カ国でございます。常に国連ということ意識しながらも、こうした問題が起こつたときに初めてまあ手がけると言つては大変失礼な言ひ方かもしれませぬけれども、いま田村さんの御答弁にもありまし

たように、各国いろいろと事情が違ふ場合があつてなかなか早急に結論が出ない場合がございましょう。しかし、こうした問題は人命に関する問題でありますだけに、私があえて申し上げるまでもなく急がなければならぬわけですね。各国の協力を得なければこれの絶滅を期するんといふことは、国内法がどんなに整備されようとも、やはりアリの一穴といふことがありますように、どこから必ずまた起つてくる。やはりそのためには国際間の協力体制というものを整備していく必要がある。その先頭に日本が立つても一向に不思議ではない。この点について、この数年間にいてどういふ一体提言をされてきたのかということが一つ。

それから先ほどパスポートの問題が出ました。このパスポートの改正というのによつて、これも確かに今後事故が防げるといふ保証は私はないと思ひます。また偽造旅券というものが出回るのは外務省として何かの効果を考えていらっしゃると思ひます。その二点をまず最初にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○説明員(賀陽治憲君) 第一点のお尋ねでございますけれども、十年前からいかに予見して外務省が国際協力の場裏においてどのような施策を実施してまいつたかということでございますけれども、これは先ほど御指摘ございましたように、三十五年に東京条約の作成といたしまして、それから四十五年の国連総会におきまして空のハイジャック及び民間航空による旅行に対する妨害と題とする議題の緊急上程を日本が十四カ国と行つたという点で例証されますように、関係条約の整備に努力をしましていたつたわけでございます。これらの努力はやはり国際協力促進のための努力として記憶されるべきであらうかと考へておるわけでございます。

最近のことにつきましては、すでに御高承のとおりでございます。国連総会における決議案の

成立並びに最近の I C A O の理事会におきまして日本が特別提案をして I C A O をハイジャック防止のための方向に動いてもらうという事で鋭意努力しておることもこれまた御高承のとおりと存じます。

旅券法の改正の方に移らしていただきますと、これは御指摘のように、旅券法を改正したからといって直ちにハイジャック防止に対して直接的なきわめて即時的な効果があるということにはならないかと存するのでございますけれども、やはり五年を二年に改正いたしました、二年以上の刑において訴追されておる者または逮捕状が出ておる者については旅券の発給をしないことができるというによりまして、過激派関連の犯罪の公務執行妨害罪等五罪について外務大臣の判断によって旅券を発給しないことができるということになり得ましたことは一つの効果を加えるものであらうかと、かように考えております。その他、五罪に限りませんで、暴力行為等処罰に関する法律第一条等数罪につきましても、これを運用方針の中に入れて今回の旅券法改正の一つの実効的な部分とするという考えでございます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ただいま領事移住部長から御答弁申し上げましたが、今後、わが国といたしまして、特に三條約にあらゆる国が加盟してもらえらるるに、これが何よりも大切なことだと思ひ、一層の努力をいたしたいと思ひますが、従来、ややもすれば、特に中東方面の国々の中には、民族解放運動に対するいろいろな考え方があって未加入だという国が多かったのでございませう。しかし、最近におきましては、そのような考え方が大分変わってまいりましたと考へておりますので、それらの国々に対しましてわが国といたしまして加盟の要請を強くいたしたいと考へております。

○神谷信之助君 時間が短いですが、端的にお尋ねをしますから、簡明にひとつ答えていただきますようにお願いします。  
まず、最初に警察庁の方ですが、クアランプー

ル事件の五人の釈放犯、これについていわゆる佐々木、西川、坂東、松田、戸平と I C P O を通じての国際手配を行ったというふうな報道がありました。これは事実でしょうか。そして、それはいつごろでありますか。

○政府委員(三井信君) 今回の事件の起こりました直後、十月七日、国際手配の手続を取りました。○神谷信之助君 事件が起こってから二年間たつていますね。しかも、これは、事件を起こした犯人を自身は割り出しがまだできておられない。しかし、釈放犯の方は確定しているわけですね。それを二年間手配をしない理由、そして今回手配をすることにした理由、これをお尋ねします。

○政府委員(三井信君) その理由は二つございませう。一つは I C P O 自体の問題、もう一つは外交的といひますか国と国との関係の問題でございます。

第一の点は、御存じのように、I C P O は政治犯を扱わない。まあその他のものもありませんが、それが一つはございませう。したがって、私たちがあの事件が起こりました直後から I C P O 事務総局に連絡をいたしました。I C P O 事務総局は、これは凶悪犯であるから、政治的な性格があるかもしれないけれどもそういうものは捨象して凶悪犯として処理をしたい、ただし、については事務総局だけではいかぬので、関係の国と相談して了承をとってもらいたい、こういうことでございませう。したがって、あのときの飛行機の着いた、犯人が関係した国がございませうので、そこに了解を求めておりましたけれども、なかなか了解が得られませんでした。ただいま外務大臣からお話がありましたように、今回の事件が発生いたしました。そういう点についてもやうと理解がいたされたという点がございます。もう一つは、国と国との関係という点でございます。あれはリビアへ行ったわけでありませうから、リビアにおる間に手配をするということになりますと、リビアに、帰してくださいと、あるいはリビアで処分したら、裁判が済んだらうちへくくださいよと

言っておるのに、おまえのところから逃げたのだ、だから手配したというふうなことになるって、いけませんので、リビアから出たということを確認する時期を見ておりました。おおむね昨年の十月、奥平純三並びに日高敏彦がヨルダンでつかまり、送還された時期には、他の連中もリビアから出たであろうという事は私たちが推測をいたしました。たけれども、確認というわけにはまいらなかつた。この両様の理由があつて延びておつたわけでありませう、今回の事件がありましたので、関係のところももう踏み切つていいと、こういうことになつたわけでございます。

○神谷信之助君 そうすると、今回の事件があつて、そして大体まアリビアを出たのではないかと推測はできておつたが、今回の事件の発生によって関係国の了解を得られたということ、それからリビアを出国したという、そういうことが確認をできたということになるわけですか。

○政府委員(三井信君) リビアを出た点については確認の方法はないわけでございますけれども、推測するに於いて有力な根拠といひますか、相当そう考へてもいい、こういう状況が昨年十月以来ありましたので、関係のところ踏み切つた機会にこれを実施したということでございます。

○神谷信之助君 先般のダッカにおけるハイジャックですね、これの犯行に佐々木あるいは坂東その他、これらが参加をしてる可能性が非常に濃いつつに、先般の地方行政委員会でお話いたしましたように、割り出しはできていないけれどもその可能性もあるというのでしたが、それとの関係もあつてリビア出国の推測がより一層確度が高くなつたという面も含まれていられるのではないでしようか。

なお、ダッカの今回の事件について、前回釈放した五人の犯人の中の何人が加担しておると、こういう点については、現実にはダッカの五人の犯人の中に含まれておつたかどうかは別として、事前にどうせ共謀があるでしょうから、事件には実行行為には参加しなかつたけれども事前の謀議に参加したということまで含めませうと、あの中の五人が関係しておつたであろうと、それは今度要求した、九人の犯人を釈放せよという人の選び方とか、そういう中から、ああいう知識はやっぱりあつた、五人の何人が供給しておるに違いないと、こういうふうな推測はいたしておりませうけれども、ダッカの五人の実行犯の中におつたかどうかということについてはちよつと明らかじゃないということでございます。

○神谷信之助君 今度の事件で、例の釈放犯六人、これについてまだ I C P O を通じての手配をしていないのはどういふ原因ですか。

○政府委員(三井信君) I C P O 事務総局には資料を送りまして、いつでも事務総局が手配をするものですから、事務総局で手配書を出してくださいますと、これは依頼して、万端準備を終わらせて待つておる、こういう段階でございますが、ただ、御存じのように、アルジェリアに行つたという事はもう明確でございます。これもまた御存じのように、アルジェリアからわが国に引き渡されることについて日本政府としては希望をしておる、こういうこともアルジェリアに伝えてある、こういう状態でございますので、アルジェリアから返してくださいと言ひながら、もうおたくにはおりませぬよということを前提とした手配書をアルジェリアを含めた加盟国全部に出すということについてはいかにがなものであらうかということ、手配書を発送する時期をいまにらんでおる、こういう段階です。

○神谷信之助君 外務大臣にお伺ひしますが、それで、ハイジャックの犯人及び釈放犯について、アルジェリア政府との交渉は一体どういふ状況になつておるのですか。

○国務大臣鳩山威一郎君 アルジェリア政府に  
対しましては、着陸前には、犯人の引き渡し並び  
に身のしる金の引き渡しは日本政府は認めないとい  
うことを約束したわけでありまして、しかし、  
着陸後犯人が飛行機をおりました後で、翌日にな  
りまして、わが国といたしまして、わが国は裁判  
権を放棄したわけではない、わが国が裁判権を  
持つておること、また犯人に対する身のしる金の  
返還請求権も持つておることをご考慮して、  
アルジェリア政府が犯人及び身のしる金を日本  
政府に引き渡すことを希望し、その場合には日本  
政府はこれをいつでも受け入れる用意がある旨を  
申し入れたのが第一点であります。第二点は、さ  
しあたりアルジェリア政府が犯人をアルジェリア  
から出国させないこと、拘束しておくことを含む  
を要請する。また、身のしる金については、新  
なテロ行為に使用されないよう適切な措置を講ず  
ることを要請するということが二番目であり、三  
番目には、犯人、身のしる金等に対しまして措置を  
とったときは、その内容を日本政府に通報しても  
らいたい。以上、三点をアルジェリア政府にわが  
方大使を通じて申し入れをされたわけであり  
ます。

しかし、その点につきましては、アルジェリア  
政府といたしましては、それは着陸前に日本政府  
が行った約束と違ふということでその要請は受け  
入れることができない、こういうことを先方は申  
しておるわけでありまして、したがって、日本  
といたしましては、今後時期を置きまして今後の  
再発防止という観点からアルジェリア政府に協力  
を求め、こういう考え方を持つておるわけであ  
ります。その後、犯人等につきまして情報を教え  
てもらおうように連絡をしておりますが、先方とし  
ては公式には答えられないという態度をとってお  
るわけでありまして、

○神谷信之助君 問題は、何といいますが、ク  
アルンプール事件で釈放した釈放犯、これが今回  
のまたハイジャック事件に参加をしている、ある  
いは少なくとも共同謀議に参加しているのだら

う。こうなりますと、また今度釈放犯が六人ふえ  
ている。拡大再生産がされていくわけですね。と  
ころが、それに対する手配が、これは犯人の割り  
出しはもう完全にできていくわけですから、手配  
はすぐできる。しかし、リビアにおる間は相手国  
との関係でぐあいが悪い。いまアルジェリアの場  
合は、外務大臣のおっしゃるようなそういう経過  
があつてこれもできない。しかし、考えてみると、  
リビアから出ていったクアルンプール事件の釈  
放犯がもし犯行に参加しておつたとすれば、こ  
れはいまアルジェリアにおる可能性があるわけ  
ですね。それについては国際手配をする。そういう  
ことであれば、今回の、アルジェリアにまだおる  
であろう、あるいはもう出たかも知れぬが、国  
際手配を早くするというのは、二年前のクアル  
ンプール事件から考えましても、釈放犯がリビ  
アから出ていろいろな策動をやつておる、そして今  
日に至つていろいろの状態から考えても、この国  
際手配は早くすることが日本としては必要  
じゃないか。出てから、どこへ行つたかわからぬ  
ようになってから手配をするよりも、いま向こう  
におる、だからその点についてはもし出たらその  
次のところで逮捕に協力してもらつてというような  
そういうことを前もってやらなければ、これはな  
かなか日本の警察が直接やるわけにいかぬわけ  
ですから、そういうふうに思うのですが、この辺、  
ひとつ外務省の方の外交交渉、これと、それから  
警察の方のICPOとの連絡、これが両方相ま  
つてやらないとなかなか事は進まないのじゃないか  
というふうに思うのですが、この点両方からそれ  
ぞれお答えをいただきたい。

○政府委員三井信君 もう手配は一刻も一日も  
早い方がいいという点については、御説のとおり  
でございます。したがって、外務省と十分連  
絡をとりながら事を進めておりますが、アルジェ  
リアからの返事が、いま外務大臣がおっしゃつた  
ようなことで、その後変化がなければ、いつまで  
もじんぜん日を送つておるといふわけにはまいり  
ませんので、それは見切り発車ということも考え

なければいけませんので、私たちは、この手配を  
した結果、手配を受けたICPO加盟国がその気  
になつてやってくれるということが一番大事な問  
題でありますので、ICPO事務局と連絡を密  
にしなから、一方外務省当局とも連絡しながら、  
そのタイミングをはかつておる、それについては  
大変長くなるということにならぬようにというふ  
うに考えております。

○国務大臣鳩山威一郎君 アルジェリアにおき  
まして各種の情報はございますけれども、なか  
かオフィンシャルな情報をよきさないという段階で  
ございまして、外交面ではなお今後努力を要する  
ものと思つております。

○神谷信之助君 もう最後ですが、時間になりま  
したから終わりますが、いま警察の方も言つてお  
りました、外務大臣ね、これは日本の方がテロ  
リストを輸出をしているということ、国際的にも  
非難される内容ですから、それだけにアルジェリ  
アとの折衝を早くやつて、それで事の決着を、そ  
ういう国際的手配をし、国際的に泳がせようと  
やつておるという非難を受けないようになけれ  
ばならぬ、こう思うのです。警察の方は場合に  
よつたら見切り発車だという話がありますが、そ  
れは外交関係もありますから外務省の方も相当急  
いで努力をしてもらわないと、いつの間にかい  
なくなつてそして各国にまた迷惑をかけるというの  
はこれは恥の上塗りになりますから、この点最後  
にちよつと要請をして、私の質問を終わります。  
ちよつと一言だけ……

○和田春生君 この問題については外務委員会  
も法務委員会でも質問をしたことがあるわけ  
が、基本的なハイジャック事件に対する政府の立  
場というものが依然としてあいまいであります。

私は、いままでもこの種の問題について人命が  
超法規的措置、超法定法的措置というやうな言葉  
も使われておりますが、そういう二者択一の命題  
を立てることが間違いだといふことを言つてきた  
わけですね。なぜならば、人命は尊重しなくては  
いけません。公理が公理以上、当然そういう超法規  
説という名のもとに政府のつた態度、いろいろ  
な方法を講じてきたことがすべて認められるとい  
う形になつてしまつた。したがつて、とりよつた  
ては人命尊重といふことを免罪符にした政府の責  
任逃れの行為ではないか、このことについて一体  
どう考えるかといふことを問ひたい。あつたわけ  
であります。しかし、その点については、あの場  
合やむを得なかつた、残念だがそういう措置をと  
らざるを得なかつた、そういう答弁が繰り返さ  
れるばかりであります。

そこで、多少観点を立ててお伺ひしたいので  
すけれども、どうも政府についてはいま赤軍と称  
している凶悪犯の行為といふものについての認識  
が基本的に欠けておるようになつておる。先  
ほど来の同僚委員の皆さんとの質疑を通じてみ  
ましても、これを犯罪人——一種の凶悪犯とい  
言葉は使つておるけれども、犯罪人と見ているの  
ではないか。ところが、日本赤軍を称しているこ  
れらの連中は、そういう単なる犯罪人という形では  
なくて、やはり日本の国家そのものに挑戦をして  
いる、日本国を敵として一種の戦争をいどんでい  
ると考えた方が正しいと私は思うのです。今日の  
国際社会における戦争といふのは、これまでのよ  
うに国と国が宣戦布告をするとか、お互いに軍隊  
を動員して戦闘を開始するとかいふ形ではなく  
て、戦争の形態そのものもいろいろ多様化して  
いる。つまり、日本の国家と日本の公権力に真  
向から挑戦をしてきている。そういう意味で、本  
来の犯罪と意味が違ふのではないだろうか。その  
点に対する自覚といふものが日本政府にはつきり  
ないために二度にわたつて超法規的措置とやらを  
とつてきた。二度と繰り返すまい、三度繰り返  
してはいかぬと、こう言ひながら、このまま行くと

三度が四度と重なる可能性があり得るわけですね。その点についての基本的な認識というものについてこの機会にはつきりお答えを願いたい。これは法務大臣にまずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 彼らの言動といまは日本をねらうと、こういうことだと思ひます。当面は、最近では認識をいたしております。ただし、それをやることはわが国の国法から言いますと犯罪でございますから、やはりこれを犯罪人と見るのはあえて間違ひじゃないと思っておりますが、基本的認識はそういうふうに見ておるわけでござい

○和田春生君 それでは具体的にお伺いいたしましければ、今回のときには殺人犯を含む九人の釈放と六百万ドルの身のしろ金、こういう形でそれに応じると。ほとんど無条件にこのハイジャック事犯の要求をまるのみにするという形で何とかおさめたわけですね。仮に、それならば、次に、こんなことが起こってはいけませんけれども、またぞろあの連中がハイジャックを行つたと、そうした場合に、今度は、たとえここに公安委員長がおられますけれども、国家公安委員長と警察庁長官の身柄を引き渡せと、それと引きかえに人質を釈放してやるという要求が来た場合に、応じませんか。

○国務大臣(小川平二君) お答えいたします。これは一つの仮定の御質問でございます。そのときの状況いかんによつて判断すべきものでございませうから、さような場合に必ず私が参りますという答弁はこの場ではちょっと申し上げかねます。

○和田春生君 公安委員長のあなた自身のことをお聞きしているのじゃないのです。国家公安委員長とか警察庁長官というような治安の最高責任者の国家の中における立場と職務というものに関して私はお伺いしているわけですね。仮定の問題だ

とおっしゃいますけれども、今後万全の策を講じつつもあるいは起こり得るかも知れないハイジャック対策というのは、すべて仮定の問題なんですよ。いろいろな仮定の場合というものを想定しながらこちらにそれに応ずる準備というものがなければ、万一起きたときには周章ろうばいならずな醜態を演じないとは限らないわけですね。幾ら予防措置を講じておいても、万一起きたときの対策というものがあつて初めてその予防措置というものも生きてくるわけです。これが抜けておつたらどうにもならないのです。そこで、いま言つておられる公安委員長と警察庁長官という名前を仮に出したけれども、一体そういうふうな国家の公権力の基本に切り込んでくるという要求を出してきたところへ、それに応ずるのか応じないのかという返事ができないようじゃ政府を担当して責任はありませぬよ。はっきり答えてください。

○国務大臣(小川平二君) これはそのときの諸般の状況を十分検討して決定すべき問題でございませう。ただいまの時点では抽象的な御返事しかできない、これはやむを得ないことだと存じます。一方で法の秩序は守り抜かなければならない、一方で人命はあくまで尊重していかなければならない、これが仮に二者択一を迫られるような状況というもの、こういうものもあるいはあり得るかもしれない、こう考へます。

○和田春生君 この問題で総理でもおればまたもう少し突っ込んでお伺いしたいと思ひますが、これ以上の押し問答はやめましよう。しかし、これは本当に日本の政府の關係として基本的に考へてもらわなくてはならない問題だと私は考へておるわけですね。われわれの人間社会というのは、人間の命と生活を守る基本的な存在である。その社会の価値を守ることが一番大切なことなんだ。そういう社会の秩序と平和と価値というものを組織的に公権によつて維持するというのが私は国家の使命であり存在であると思つておる。その

ために法があるわけですよ。その点に対する基本的な認識というものがどうも甘い。だからこそクアランプールに引き続いてまたぞろ起こした。そういう考へでおれば三度同じようなことが起きる。そのたびに、犯人といひますか、赤軍派の要求がエスカレートしていくことは、根本的に国家の崩壊に通ずる危険性があるのです。その点深刻に私は反省をしてもらいたいということをお願いいたしておきたいと思つておる。

そこで、今度は、きょうは時間非常に限定されておりますので、この種の事件を防止し対策をするためには国際的な關係が非常に重要であるというところは再々強調をされておるわけでございます。ところで、この政府のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部、ここから出された十一月八日の案の中にいろいろなことが書かれておるわけでございますが、「国際協力の推進」ということに対して、「ハイジャック等防止関連三條約にすべて

の国が加盟するよう」「積極的に努力する。」あるいは、「条約の作成を含め、国連等におけるハイジャック・人質等の防止対策の推進に積極的に参加加貢獻することとする。」と、こううたわれております。あの事件が起きてから今日までに具体的にどういふこの面についての外交的努力をされたのか、それに対する反応はどんなものであつたか、すべてを網羅しなくてもよろしいですから、主なものについてひとつ外務大臣からお答えをお願いいたします。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 御指摘のように、ハイジャックの防止につきましては国際協力が何より大事であろうと、私も全く同様にお考へております。御承知のように、先般の国連総会の場におきましてこの国際民間航空の安全につきまして決議ができたわけでございます。これはわが国も積極的に共同提案国になつて努力をしたわけでありませうが、この点につきましては特に今回は全会一致によりましてこの決議が成立したということでありませう。前回の決議のときはこれが全会一致ができなかったわけでありまして、それはや

はり民族解放運動に同情する国が反対をしていて、こういうことがありまして、それが今回は全会一致ができたということは大変よかつたと思つております。

また、ICAOの会議におきまして理事会を緊急招集をしてもらひまして、経過の報告とともに今後の防止対策につきまして協力していこうというのを日本が主唱して開いてもらつたというふうなことで、運輸省当局と連絡をとりながら努力をいたしているところでございます。

○和田春生君 この点について、いままでの経過が明らかのように、アルジェリアにある釈放犯人を含めて身のしろ金をつけてハイジャック犯の受け入れを要請したと。無条件に日本はむしろその犯人を援助するような立場で、もちろん人質の人命を助けるという目的はあつたにせよ、交渉して受け入れてもらつた。なすところがないわけですね。結局そういう行為を一方でやつておられるが、今度はダブルチェックに足りない国であるとかあるいはそういう国際的な協定に参加をしない国に對しては航空機の乗り入れをとめるとか、そういうところとの間には航空關係においてこちらも對抗措置をとるとか、こう言つておるわけだけれども、片方でどうぞよろしくおつておつてノーズロースでお願いしておつて、後から事件が済んで對抗措置をとると言つたつて、それは通用するですかね。説得力が私は大變なように思つたのですが、外務大臣、どう考へておるのですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 外務委員会におきましても御指摘のあつた点でございます。この三條約の趣旨は、これはやはりハイジャックを起すべくなくさせよう、こういう趣旨でございます。前回の事件の直後であるからわが国として説得力が乏しいではないかと、こういうお話でございます。しかし、前回のようないやハイジャックに對する日本のような措置をとつたからこそよけいこれは子防をしなければならぬ。まあ、逆に申せば、西独の場合は、起つても、自分の実力で解決をするというところで、いや国際協力はなくても自分

の力でやってみよう、こういう態度でもあるわけでありまして、日本のような解決方法、人命尊重を第一として処理をしたというのをやりました日本といましては、二度とこのような事件が起らないように最大限の努力をしなければならぬ。むしろ、日本にはその責任が加重してあるというふうな痛感を感じておられるのでございませう。

○和田春生君 ぜひこの面については過去の経緯というものを顧みながら積極的に努力をしていただきたいと思ひます。

最後の質問になりますが、二点、防止という面

で具体的な点をお伺いしたいと思ひますが、この種の事件を起こさないために万全の措置というものは、相手はすきを突いて来ますから、なかなか考えにくい。しかし、何と言つても一つは徹底したチェックによつてハイジャック犯が飛行機に乗り込まないようにすることがやはり基本の一つ。もう一つは、万一そういう諸君がおつたとしても、適当な抑止力を働かすというところが一つ、この二つというものが基本的な考えられていないと十分防止はできないと思ひます。

そこで、一つは、チェックについて現在航空会社が運送約款に基づいてやっているわけですが、しかし、法的な根拠はない。航空会社がやるにせよ、空港当局がやるにせよ、やはりそれは法的な根拠を持ってそういうチェックを行う、あるいはダブルチェックについてもそういう任務が与えられていないことがあつて、国内的にもその措置がきちつととれますし、国際的にもいろいろ相手側と折衝するという場合に、国の外交ルートを通じてやる場合、やはりプラスになる面もあるのではないかと。どうもそういう点がどこに権限と責任の所在があるか大変あいまいであると思ひます。これを改めるというおつもりがあるかないか、これは運輸大臣。

ビートルを撃ち合うとか、これがいろいろ問題を起こすであらうというふうなことはいわば運用と動作の問題に關することでありまして、あらゆる手段を準備して抑止力を働かせる、その一つとしてこういう準備もあるということが非常に必要であると思ひます。こういう点について、検討中と言ふけれども、それはやらぬことも含めての検討なのか、どういう方法でやらうとして検討中なのか、その点をお伺いしたい。この二点を質問いたします。

○國務大臣(田村元君) 現在は、御承知のように、航空約款でやっております。いまのところ約款で私契約の形でやっておりますけれども、特に不都合を感じることはないところございませぬ。まあ約款といえども法律に基づいて運輸大臣が認可をするものでございませぬから、それなりの権限はあるわけでございます。

それから法律の裏付けをしたらどうかということとでございますが、率直に言つて法的措置を講ずる必要を認めるときにはやっぱりすべきだと私は思ふのですけれども、問題は、国内と国外、ドメスティックとインターナショナルは全然またこれが意味が違つてまいりまして、ドメスティックの場合でございますと、法律の措置というものが一段と効果を上げることがこれは当然考えられること。ただ、その法律も、中半な法律ではちよつとなかなかむずかしい面があります。相当厳しいものでなければならぬ。ところが、今度は外国になりますと、主権国との関係がありますから、主権国との関係で果たして日本の法律の適用がどこまでうまくいくかという問題があつて、これはやはり私契約の方がいいであらう、こういうふうな考え方の使い分けが二つあるわけでございます。いづれにいたしましても、今度の対策でも、場合によつては法的規制を検討するという一項目を入れてございませぬが、これからしばらく経過を見て、必要とあらば法的規制に踏み切るということをお願いしなければならぬ、このように考えております。

○政府委員(三井信君) 航空保安官のことについてお答え申し上げます。

ハイジャック防止のためにあらゆる手段方法を考えなきゃならぬというふうな私どもも考えております。そこで、公安官の場合に、どういうような運用をするかということによつてもその利点あるいは欠点というのはいろいろ差がございませぬ。したがしまして、今回の政府のあの案をつくる段階では結論を得られませんでした。今後継続して検討を進めてまいりたいと思ひます。したがしまして、検討の結果、実施しないということもあるわけでございますけれども、全部を含めまして検討したいということでございます。

○和田春生君 終わります。

○兼豊君 何分朝からの延々たる連合審査のしんがりですから、若干の重複があらばあえてお許しをいただきたい。

初めに法務側に伺いたいのですけれども、端的に今回のこの第一条(航空の危険を生じさせる罪)、この法定刑を二年から三年に重くした理由はどんな配慮から発したのか、その点どうですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 航空危険処罰法の一法の法定刑の下限を二年から三年に上げた理由でございます。

この規定は、昭和四十九年にこの法律ができましたときに、それまで航空法にございましたものをそっくりそのまま持つてきたわけでございます。ところで、航空法にこの規定が設けられましたときに、刑法にございませぬ汽車電車等の危険罪の法定刑を横目で見らましまして、それと同じ法定刑を盛つておたつたわけでございます。ところが、御承知のように、その後航空機の進歩は目をみはるものがございますまして、非常に大型化し、非常に大量の輸送を一時にする、こういう状況になつてまいりますと、汽車電車というものの危険性というものと格段な差が生じてまいりました。そういう事態がございまして、このたびハイジャック事件がございまして、ハイジャック事件の経緯を見ておきますと、管制塔のとめるのを振り

り切つて夜間強行着陸をするとか、それから強引に離陸をするというふうなことが随所に見られました。かようなことも事案によりましてはたまたま御指摘のその条文に違反することになりませぬ。そういう場合を考え合せますと、やはり従来の法定刑の下限が二年というのは軽きに過ぎるのではないかと、どうも考へたわけでございます。そのことと、それから今回設けます危険物の持ち込み罪のうち爆発物の持ち込みが法定刑の下限が三年になりますので、それやこれやを勘案いたしましてこの際下限を一年引き上げることとしたわけでございます。

○兼豊君 それから飛行場の設備とかあるいは航空保安施設の損壊の問題に關連したつたり第一条ですね。これは法文上はハイジャックとは直接どのようなかわりがあるのか、こういう点はいかがですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) この条文自体はハイジャックを想定したものでございませぬで、ハイジャックのみならず、あらゆる航空の危険を生じさせる場合を想定したわけでございますが、その中でたとえばハイジャック行為の結果としてそういう危険な状態が生じた、こういう場合を想定いたしますと、その場合はハイジャック処罰法とそれから航空危険処罰法と二つの罪が一度に成立いたしました。刑法五十四條の適用によりましていよいよ一所為教法とか觀念的競合とか言われております法理で処理されることになるわけでございます。

○兼豊君 それから新しく今回設けられた第四条ですね。その中にある「その他航空の危険を生じさせるおそれのある物件」という表現があるのだけれども、これは具体的にどんなものを指しているのですか、法務側によれば。

○政府委員(伊藤榮樹君) これは条文をごらんいただきますとおわかりいただけますように、火炎びんと同程度の危険性、効力を有するもの、これを考へておるわけでございます。

具体的な例をいたしましては、かなり高度な爆発性あるいは易燃性——燃えやすい性質を持つ相当量以上の火薬、爆薬、ガソリン、こういうようなものが考えられると思います。こういうものを用いた器物といたしましては、たとえば小型火炎放射器と、こういうようなものが考えられると思います。さらに、効力のきわめて高い毒ガス、こういうようなものもこの中に含まれると考えます。こういうものを用いた器物といたしましては、ガス銃というものが考えられると思います。

○農産物 あなたの答弁はそのとおりだと思ふのだが、昨年度のデータを調べてみると、昨年チェックしまして十六万九千件で二十五万点がひっかかっている。ところが、そのうちの大部分は、御婦人がお持ちのはさみとか、あるいは近距離移動の大道具とかいうのが大半なんです。だから、チェックされた物件の中で私の聞いた第四条にかかわる物件に当たるものはどんなものがあるか。あなたは火炎放射器とかいろいろ言われたけれども、それはどうなんですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 運輸当局から伺って承知しておるところによれば、チェックに引っかけたものはいまありませんようであります。

○農産物 それからもう一つ、確かめておく意味を込めて、この第四条には未遂規定がありますね。未遂規定というのであれば、この実行の着手時期というのをいつどこで区切るのか。たとえばエックス線透視の探知器に引っかけたとき、たとえばエックス線透視の探知器に引っかけたときを指すのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 未遂と申しますのは、申し上げるまでもなく、機内に持ち込もうとする行為の着手があった時点から成立するわけでございます。したがって、携帯したり身につけて飛行機に乗ろうという場合には、いわゆるゲートを通る時点でございませう。それから託送いたします場合には、航空会社の職員にカウンターで引き渡した時点、これが未遂罪の成立する時点だと思ひます。

○農産物 運輸側になると思ひますけれども、いま日航側が各地で点検を始めている例のダブルチェックの試行錯誤ですね。これは、実際、だから試行錯誤してどの形が一番安定した形だというのは時間がかかると思う。しかし、常識的に考えれば、ダブルチェックなんだから、二回目の段階では全面無差別にポデーチェックということになりかねませんね。この点はどういうふうに考えていらつしやいますか。

○国務大臣(田村元君) 最初第一次検査をしますところが、その後、第一次検査で漏れることばめつたにありませんけど、機械といえども絶対じゃありませんから、その後、やれ荷物を委託するとか、あるいは免税店で買物をするとか、あるいはいろいろなアクションがありますね。でありますから、ダブルチェックの場合は、やはりポデーチェック、まあそれは女性客にももちろん女性がやらなきゃならぬでしょうけれども、ポデーチェックを厳しくするということが当面考えられない、ダブルチェックはそれしかないというふうに思ひます。

○農産物 いま和田委員と当局側との応答の中で、確かに運輸約款であると。そのとおりですね。しかし、法律をつくるのも刃の剣になりかねない、人権問題が出る。いまでも私もこれはよくいろいろな空港で目撃するのですけれども、それも、最後はやっぱりポデーチェックだろうと運輸大臣は言われたが、そのポデーチェックは法に基づいていない、法ができていない間はです。法に基づいていないければ、人権侵害だと言つて拒否する人に対してはどのような措置をとり得るのか、また、とうとうとするのか。

○国務大臣(田村元君) これはもう航空約款でございませうから、搭乗拒否という手段でございませう。

○農産物 それから関連しまして、日航機はいまたしか世界の国際空港のうち三十五空港に寄港をしております。ところが、十七空港が現状の検査体制では不十分であるという認識を日航当

局側は持つておられるようである。そのうち、マニラとカラチなど七つの空港での日本航空側のダブルチェックを認めるように、いま申し上げたマニラ、カラチなど七つの空港では応諾の返事が来ています。あるいはまだ返事が来ていないか交渉途中なのか、その辺の確認がまだとれていませんが、ところが、さつきも運輸大臣がお答えになっていたのだけれども、日本側の要請にイエスと言わないう国に対してはさらに強く交渉をする、鳩山さんとよく相談をされて、それでもだめな場合には羽田におろすことはまかりならぬと、あるいはあなた方希望の線で言えば成田にはおろしませんよというふうに強い姿勢をとるとおっしゃつたのだが、IATAの関係もあるし、双務的な航空協定もあるし、あなたの言われたようなそんな強い方針が果たして貫けるものかどうか、この点若干の危惧を私は感じているわけですが、改めて御答弁ください、両大臣から。

○国務大臣(田村元君) 正確に申しますとバンコク、マニラ、カラチ、クアラルンプールの四空港はすでに実施しておる。それからコペンハーゲン、ローマ、アテネ、これは目下日本航空が直接話しかつておるのもあれば、外交交渉のルートに乗けておるものもあるということでございますが、私は先ほどもちょっと御答弁申し上げたのですが、手順というものは要すると思ひます。

まず、ハイジャックの当面の防止に対する当面の責任者は、何といつてもこれは航空会社です。でございますから、航空会社がまず相手国、主権国と話し合ひ、それでだめな場合には、まあおっしゃつたように外交ルートで話し合ひ、なおかつだめな場合においてはこちらの寄港もさせませんし、また向こうの寄港もさせないという強硬手段をとる。これは私は航空協定の基本に触れるものではない、当然航空協定にはそれだけの幅があるというふうに解釈をいたしております。

○国務大臣(鳩山一郎君) 寄港を取りやめとかあるいは日本に入らせないと、こういうような話がございます。外交当局といたしましては、運輸省

とよく連絡をとりまして、また在外公館でもいろいろお手伝いはいたしておりますが、そのようなことにならないように外交的努力を払いまして何とかチェックがございませうように努力をいたします。

○農産物 いま確かに田村運輸大臣の御答弁では、あれをまとめると、日航が認識している、つまり検査体制不備と認識している十七空港中の七空港はどうやらアンサーがあつたと。十空港残りますよ。鳩山さんによれば粘り強く誠実な外交チャンネルを開いておっしゃる以外にないと思ひますが、これはもう交渉はかなり進んでいるのですか、それともほど遠いのですか。

○国務大臣(田村元君) 実は、先ほどの御答弁でこういう国々の検査すべてを一月までに終わりますとお答えしたのですが、まあ私は御承知のような性格でございませうから、先ほど御質問のあつた直後に航空局長に命じて、年内、大みそかまでには全部終われと。少し班をふやして、いま四班でやつておるのです。ですから、班をふやしてでもやれということをお願いしました。航空局長もそれを了としてやることにいたしました。残る十空港ももちろん検査対象——全部検査するので、残る十空港が掌握しておる情報では、特にいま目くらむを立てるような不都合はないというふうなことでございませう。

○農産物 そのことは、確かに田村運輸大臣のパーソナリティ、性急というのじゃなくて迅速というのだと思ひ、大変結構だとその点は思ひます。さつき和田委員とか渋谷委員との質疑応答の中で国際関係に触れられましたね。これはすでに鳩山外務大臣の答弁の中にもあつただけけれども、たしか十一月三日の国連総会では、東京条約、ヘイグ条約、そしてモントリオール条約、三つ含めたハイジャック防止決議、いわゆる三条約が全会一致で採択された。ちょっと奇異に感じたのは、

今度のハイジャックで三条件への未加盟国がたまたま寄港地として選んだ中にとえばバングラデシュがあり、事件が実際に起こった。アラブ首長国連邦とかアルジェリアなどがあって、そういう国々は確かに加盟をしていなかった。ところが、決議には全会一致で参加した。だから、明らかにこれは態度の変化と読み取っていいわけですよ。また、同時に、態度の変化があるのだから、日本政府のハイジャック防止対策の中で、和田委員がお触れになったような外交交渉ですね、あの交渉に際しては、しかも政府側の文言を見ると、「強く働きかけるものとする。」と、通り一遍じゃないのですよ。こういう表現にもなっていますので、交渉に際して日本政府なかなか強くないという言葉はそれこそ慎重過剰で余り言わない立場が、強くと言っているの、一体外交的にはどういふ交渉のレベルを強いのか。また、具体的に和田委員には答弁にならないか。それらの外交チャネルは全開して相当もう交渉が進んでいるのか。鋭意やっていますではなくて、交渉の途中経過、向こうの反応、これを含めて念のために伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) いまわが国に寄港したいという国が三十二カ国ございます。これは成田の空港ができるのを待っております。これらの国は日本に乗り入れを希望しております。これらの国に對しましては、これらの条約に入ってくれないと困るといふようなことは、日本は大変強い立場になりますから、それはもう当然言えると思うわけでありませぬ。

なお、その他の国につきまして、先ほども申し上げましたが、従来特に中東諸国の中には加盟していない国が非常に多い。これらの国に對しまして、あらゆる機会を通じて日本といたしまして働きかけたいと思えます。

○委員(中尾辰義君) 朝からの質疑あるいはこれまでの当該関連委員会の質疑の中で、やはり法律は万能でない、あらゆる厳戒体制すら万能でない、絶えずき間はあり得るのだというふ

うな御指摘も多々あったと思えます。また、事実、法律の強化という問題がもろ刃の剣であることももうさんさん論議された果てであらうと思ふ。しかし、現実には、やはりキューバ等へのハイジャック件数の激減というふうな実績を見ると、あながち法の強化が全然無効である、ぬかにくぎではないという認識も成立すると思ふ。私は、今度の改正法律案自体は、その点では一応の、まあ前進とは言えないが、前進と結びつく可能性を秘めたものだと思ふ。しかし、あくまでこれは、政治の知恵と、過剰警備になり人権抑圧につながらない、しかもハイジャック防止の所期の効果を上げるといふことは、きれいなことで、まさに鷹を育てて望むようなものかもしれないけれども、そういう点については瀬戸山さんがいかに張り切って執務をされようとも、その限界はやはり限界として、まさに政治のバランス、良識というものはあくまで貫かなければならない。これは常識であらうと思ひます。そういうことを要望申し上げて、二分ばかり時間を余しているようですけれども、あえて質問を終わります。

○委員長(中尾辰義君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。  
午後三時五十四分散会

昭和五十二年十二月十日印刷

昭和五十二年十二月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W